



平成 28 年 2 月 19 日

各 位

会 社 名 株式会社アシックス
代表者名 代表取締役社長 CEO 尾山 基
(コード番号：7936 東証第一部)
問合せ先 執行役員 太田 めぐみ
(TEL. 078-303-1009)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成28年3月25日開催予定の第62回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、業務執行取締役等でない取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役および監査役についてその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第28条および第37条に所要の変更を行うものであります。

なお、定款第28条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第27条 (条文省略) (取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、 <u>社外</u> 取締役との間で、同法第423条第1項の賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。	第1条～第27条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第28条 (現行どおり) ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(<u>業務執行取締役等である者を除く。</u>)との間で、同法第423条第1項の賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

<p>第29条～第36条 (条文省略)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外</u>監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第38条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第29条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第38条～第45条 (現行どおり)</p>
--	--

3. 日程

第62回定時株主総会開催日 平成28年3月25日(予定)
定款変更の効力発生日 同上

以上